

様式第4号の2(第6条関係)

第 号  
年 月 日

## ファミリーシップ宣誓証明書

【パートナーシップ宣誓者氏名】

【パートナーシップ宣誓者氏名】

\_\_\_\_\_ 様

\_\_\_\_\_ 様

【ファミリーシップ宣誓者氏名】

【ファミリーシップ宣誓者氏名】

\_\_\_\_\_ 様

\_\_\_\_\_ 様

生年月日

\_\_\_\_\_ 年 月 日

生年月日

\_\_\_\_\_ 年 月 日

住所

\_\_\_\_\_  
戸籍上の関係  
\_\_\_\_\_

住所

\_\_\_\_\_  
戸籍上の関係  
\_\_\_\_\_

宣誓日

\_\_\_\_\_ 年 月 日

まんのう町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領し、ここに証明書を交付します。

まんのう町は、一人ひとりの町民がお互いの人権を尊重し、多様性への理解が進み、差別や偏見のない、自分らしい生き方ができる社会の実現を目指しています。

御家族のみなさんが、互いに協力し合いながら、自分らしくいきいきと活躍されることを願っています。

まんのう町長

○ 注意事項

1. この証明書は、まんのう町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の趣旨に従って取り扱ってください。

なお、この証明書は、法律上の効力を有するものではありません。

また、まんのう町の各施策・事業において、優先的な取扱いをするものではありません。

2. 次の場合には、宣誓書の写し、宣誓証明書及び宣誓証明カードを返還してください。

- (1) パートナーシップ宣誓者双方の意志により、パートナーシップが解消されたとき。
- (2) パートナーシップ宣誓者の一方又はファミリーシップ宣誓者本人が死亡したとき。
- (3) パートナーシップ宣誓者の一方又は双方及びファミリーシップ宣誓者本人が町外に転出したとき(ただし、特別な事情により町長が認める場合は、この限りでない。)
- (4) 要綱第3条など、宣誓の要件に該当しなくなったとき。
- (5) パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓が無効となったとき。
- (6) ファミリーシップ宣誓者にあつては、宣誓証明に関する申立てが認められたとき。
- (7) 宣誓書の写し、宣誓証明書及び宣誓証明カードの返還を希望するとき。

3. 次の場合には、無効になります。

- (1) パートナーシップ当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。
- (2) 宣誓書の内容に虚偽があつたとき。
- (3) 宣誓者の要件の規定に反しているとき。
- (4) 転入予定で宣誓をした場合、期日までに町内への転入を証明する書類を提出しないとき。
- (5) 証明書等を不正に利用したことが判明したとき。

○ 通称名を使用している場合

以下に戸籍上の氏名(外国籍の方の場合は、これに準ずるもの)を記載します。

通称名		
戸籍上の氏名		

【この証明を提示された方へ】

まんのう町では、一人ひとりの町民がお互いの人権を尊重し、多様性への理解が進み、差別や偏見のない、自分らしい生き方ができる社会の実現を目指しています。

この証明書は、ご家族のみなさんが、互いに協力し合う関係であると宣誓されたことをまんのう町として証するものです。

法律上の効力を有するものではありませんが、証明書の提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。

(発行:まんのう町企画政策課)